

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現行				
別表					別表				
1 区民関係					1 区民関係				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1 ～ 10	〔略〕				1 ～ 10	〔略〕			
11	住民基本台帳法第21の3第1項、第3項及び第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき300円	交付のとき。		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	〔削除〕								
12 ～ 26	〔略〕				12 ～ 26	〔略〕			
備考 〔略〕 2・3 〔略〕					備考 〔略〕 2・3 〔略〕				
11					11				
						行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付手数料	1件につき800円	再交付のとき。

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。